高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第14号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年４月26日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「2018ツーリングプラン」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間に、⑷イからへに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等（ただし、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間別添１－１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はハ及び別添１－２に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はロで、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社または西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。以下同じ。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

コース名	最大日数	軽自動車等
首都圏　東名・中央道コース	２日間	3,000円
関越道・上信越道・中央道コース	２日間	4,000円
中京圏　東名・中央道コース	２日間	3,500円
伊勢道コース	２日間	3,000円
東海北陸道・北陸道コース	２日間	3,000円
名神・北陸道・京都縦貫道コース	２日間	3,000円

⑶　実施する期間

平成30年４月27日から同年11月30日まで。

⑷　適用区間

イ　首都圏　東名・中央道コース

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間並びに中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまでの区間並びに第一東海自動車道の東京インターチェンジから清水インターチェンジまでの区間並びに海老名南ジャンクションから海老名インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから伊勢原北インターチェンジ（供用開始されていない場合は、伊勢原ジャンクションまたは厚木南インターチェンジまでとする）までの区間並びに御殿場ジャンクションから新静岡インターチェンジまでの区間並びに新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間並びに中部横断自動車道の双葉ジャンクションから六郷インターチェンジまでの区間並びに一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間及び一般国道１号（西湘バイパス）の西湘二宮インターチェンジから箱根口インターチェンジまでの区間並びに一般国道138号線（東富士五湖道路）の全区間並びに第一東海自動車道の厚木インターチェンジから一般国道271号（小田原厚木道路）の小田原西インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名南ジャンクションから茅ヶ崎ジャンクションまでの区間並びに海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間。

ロ　関越道・上信越道・中央道コース

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから都留インターチェンジまでの区間並びに中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから諏訪インターチェンジまでの区間並びに中部横断自動車道の白根インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間並びに一般国道468号（（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野インターチェンジを含まない。））の高尾山インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間及び東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから高崎インターチェンジまでの区間並びに関越自動車道上越線の藤岡ジャンクションから東部湯の丸インターチェンジまでの区間並びに北関東自動車道の高崎ジャンクションから前橋南インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジから坂戸インターチェンジまでの区間。

ハ　中京圏　東名・中央道コース

中央自動車道西宮線の諏訪インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間並びに中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから岡谷インターチェンジまでの区間並びに第一東海自動車道の清水ジャンクションから小牧インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから名古屋南ジャンクションまでの区間並びに浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまでの区間並びに新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間並びに近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間並びに名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから美濃加茂インターチェンジまでの区間。

ニ　伊勢道コース

第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから伊勢関インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気ジャンクションから紀伊長島インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクション（供用開始されていない場合は、新四日市ジャンクションまでとする）までの区間並びに近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀土山インターチェンジを含まない。）の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまでの区間並びに一般国道302号（伊勢湾岸道路）の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの区間並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の新四日市ジャンクションから大安インターチェンジ（供用開始されていない場合は、東員インターチェンジまでとする）までの区間及び西日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから草津ジャンクションまでの区間並びに中央自動車道西宮線の京都南インターチェンジから草津ジャンクションまでの区間。